プラネタ童子着ぐるみ貸出事業実施要領

　（目的）

第１　この要領は、市内の団体等に対し、市がプラネタ童子の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出すこと（第２において「貸出事業」という。）により、当該団体等が企画し、又は実施する各種イベント等において着ぐるみが媒体として活用され、もってプラネタリウムの周知に資することを目的とする。

　（貸出対象者）

第２　貸出事業の対象者は、次に掲げるものとする。

(1) 主に市内で活動する団体

(2) その他市長が適当と認めた団体

 （貸出期間）

第３　着ぐるみの貸出期間は、当該着ぐるみを貸し出した日の翌日から起算して３日間とする。

　（貸出しの承認）

第４　着ぐるみの貸出し（以下「貸出し」という。）を受けようとするものは、あらかじめ文化振興課長の承認を受けなければならない。

　（貸出しの条件）

第５　貸出しは、第２各号に掲げる対象者が企画し、又は実施する各種イベント等において使用する場合に限る。

２　文化振興課長は、前項に規定するもののほか、貸出しについて必要な条件を付けることができる。

　（貸出しの申請）

第６　貸出しを希望するもの（第８において「申請者」という。）は、貸出希望開始日の３日前までに、プラネタ童子着ぐるみ貸出承認申請書（様式第１号）に文化振興課長が必要と認める書類を添えて、文化振興課長に申請しなければならない。

２　前項の規定による申請の受付は、茨木市立天文観覧室において木曜日から日曜日までの日の午前９時から午後５時までの間に行うものとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年１月４日までの日を除く。

　（貸出しの承認の基準）

第７　文化振興課長は、第６の規定による申請があったときは、その内容を審査し、プラネタリウムの周知に資すると認めたものについて、市の業務に支障を及ぼさない範囲内で貸出しを承認する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しない。

(1) 法令若しくは公序良俗に反するとき又はそのおそれがあるとき。

(2) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、文化振興課長が不適当であると認めたとき。

２　同一の貸出期間に複数の申請があったときは、原則として先着順とする。

　（貸出しの承認の通知）

第８　文化振興課長は、申請者に対し、貸出しを承認することが適当であると認めたときはプラネタ童子着ぐるみ貸出承認通知書（様式第２号）により通知し、貸出しを承認することが適当でないと認めたときはプラネタ童子着ぐるみ貸出不承認通知書（様式第３号）により通知する。

　（使用者の順守事項）

第９　貸出しの承認を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。

(1) 「プラネタ童子」のイメージを損なうような使用をしないこと。

(2) 承認を受けた貸出しに係る使用の範囲を逸脱しないこと。

(3) 貸出期間を順守すること。

(4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。

(5) 雨天時に屋外で使用しないこと。

　（貸出しの承認の取消し）

第10　文化振興課長は、次に掲げるときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

　(1) この要領に違反したとき。

　(2) 市の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると文化振興課長が認めたとき。

２　前項の規定により貸出しの承認を取り消した場合において、既に貸出しを行っているときは、文化振興課長は着ぐるみの返却を求めるものとし、貸出しの承認を取り消されたものは直ちにこれに応じなければならない。

　（返却）

第11　使用者は、返却時に着ぐるみに破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

２　着ぐるみの返却の受付については、第６第２項の規定を準用する。

　（原状回復）

第12　使用者は、着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者の責任及び負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

２　文化振興課長は、着ぐるみが原状への回復が困難な状態まで損傷しているときは、使用者に対し実費を請求することができる。

　（市の責任）

第13　文化振興課長は、着ぐるみの使用により使用者が被った損害又は第三者に与えた損害に対しては、一切の責任を負わない。

　（その他）

第14　この要領に定めるもののほか、貸出しについて必要な事項は、文化振興課長が別に定める。

附　則

　この要領は、平成29年４月11日から実施する。

附　則

　この要領は、令和元年５月１日から実施する。